

保育施設は、乳幼児の保護者が働いている場合や、病気、親族の介護により自宅での保育が困難な場合に、保護者に代わる乳幼児の保育を目的とした児童福祉施設のことです。保育施設には、認可、地域型保育、認定こども園（保育園部分）、認可外などさまざまな形があります。また、幼稚園では、1日10時間以上開園、夏休み期間も実施など、預かり保育時間を拡大している園もあります。通常の教育時間に加え、保育の必要性の認定を受けた方については、預かり保育時間も無償化の対象となります。

幼児教育・保育の無償化の対象や条件について

幼児教育・保育の無償化は、3歳児クラスから5歳児クラス（満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間）と、0歳児クラスから2歳児クラス（3歳になって最初の3月31日までの年度）までの住民税非課税世帯が対象となります。また、無償化の対象となるサービスは、保育の必要性の有無によっても異なります。無償化の対象となるためには、すべての人がサービスを利用する前に認定を受ける必要があります。

子どもの年齢	3～5歳児クラス (満3歳になった後の4月1日～小学校就学前まで)		0～2歳児クラス (出生から3歳になって最初の3月31日まで)		
	あり	なし	あり	なし	
住民税課税状況	—	—	非課税世帯	課税世帯	—
幼稚園 (新制度, 未移行)	25,700円/月まで無償		—	—	—
幼稚園の 預かり保育料	11,330円/月 まで無償 ¹	無償化の対象外			
保育園(認可施設) 認定こども園(保育利用)	無償	利用不可	無償	無償化の 対象外	
幼稚園(新制度) 認定こども園(教育利用)	無償		—	—	—
認定こども園(教育利用) の預かり保育料	11,300円/月 まで無償 ¹	無償化の 対象外			
認可外保育施設、 ベビーシッター、 病児保育、一時預かり、 ファミリー・サポート・ センター	合計 37,000円/月 まで無償		合計 42,000円 /月まで無償	無償化の対象外	

¹ 認定こども園(教育利用)と幼稚園(新制度未移行)の預かり保育料が無償化される額は、450円×利用日数(11,300円/月)が上限額となります。




○3歳の誕生日以降、3歳児クラスより前に認定こども園(教育利用)または幼稚園に入園する「満3歳児クラス」については、上記3～5歳児クラスと同様ですが、預かり保育料の無償化の対象となるには保育の必要性に加え、住民税非課税世帯である必要があります。(この場合の上限額は16,300円/月)

○3～5歳児クラスまでの障がい児の発達支援サービスも、令和元年10月から無償化されました。保育園や幼稚園などを併用している場合は、両方とも無償化の対象となります。



戸田市の保育施設情報

認可保育施設・・・戸田市に申込みが必要な施設は、認可保育施設（公立・私立）と小規模保育施設、事業者内保育施設、認定こども園（保育園部分）があります。申込みにあたっては、保育が必要である旨の認定が必要です。 ・3歳児クラスから保育料が無償化になりますが、主食費・副食費の実費徴収があります。 ・利用時間に応じて、延長保育の申請をすると延長保育料金の徴収があります。

<p>公立保育園：7園</p> 	<p>基本理念、基本方針は全園統一しながらも各園で独自に保育に取り組んでいます。戸田市立保育園では、人間形成の基礎を培う極めて重要な乳幼児期に、一人ひとりの子どもを温かく受容し、ゆったりとした明るい雰囲気の中でたくさんの遊びや生活の経験を通して、感動や達成感を育み、子どもが安定感と信頼感をもって自発的・主体的に活動できる場となるよう努めています。</p>
<p>私立保育園：37園</p> 	<p>保育理念等は保育園により異なり、園の独自性を大切に保育しています。保育料以外の実費徴収があります。例：手ぶら登園（おむつのサブスク、食事用エプロン、手拭き等） 制服、体操着、通園カバン、教材費など。英語や体操など、専門講師による保育を取り入れている保育園もあります。詳細は保育園にお問い合わせください。</p>
<p>小規模保育施設 ：11園</p> 	<p>小規模保育事業とは、「子ども・子育て支援新制度」による市の認可事業（地域型保育事業）のひとつで、0歳児から3歳未満児を対象に家庭的な雰囲気（定員6人～19人以下）子どもの発達に応じたきめ細かい保育を行う保育事業です。申込みについては、保育幼稚園課にて受付、市による利用調整を経たうえで、各事業所の設置者と保護者が直接利用契約をすることとなります。</p>
<p>事業所内保育施設 ：2園</p>	<p>企業が設置する施設で、従業員の児童と併せて地域の児童を一定数預かる施設です。その他は小規模保育施設に準じます。</p>

認可外保育施設・・・国が定める基準（認可外保育施設指導監督基準）を満たし、認可外保育施設として戸田市に届出がされている施設です。入所申込みは直接施設へしていただき、保護者と施設の直接契約となります。入所の空き状況及び予約・申込み・保育時間・保育料・用意するものなどは、各施設にお問い合わせください。

幼児教育施設（幼稚園）・・・学校教育法に定められた小学校就学までの教育機関です。年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を育成します。入園の申込みは直接各幼稚園となります。預かり保育、満3歳児クラス、プレ保育等についても各幼稚園にお問い合わせください。

認定こども園・・・令和7年度より「つつじ幼稚園」が幼稚園型認定こども園となります。認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。1号認定を受ける方が利用する幼稚園部分と、2号・3号認定を受ける方が利用する保育園部分に分かれており、市（保育幼稚園課）では、保育園部分のみ申込みを受け付けます。幼稚園部分での申込みは、直接幼稚園となります。

戸田市では「保育コンシェルジュ」による子育て相談や、保育施設利用にあたっての保育サービスの情報提供を行っています。さまざまなニーズに寄り添い、思いを共有しながら子育てを応援させていただいております。また、保育業務に携わる方のご相談もお受けしています。ぜひ、ご利用ください。

保育コンシェルジュ直通電話：048-443-5611

事前予約をおすすめします。

平日と日曜開庁日（1月を除く第1日曜日）の9時～17時（正午～午後1時、土・日・祝日、年末年始を除く。）